

住民税特別徴収の納期の承認に関する申請書

○ 事業所の全従業員が、10人未満の場合に限り適用されます。

(あて先) 三宅町長 令和 年 月 日		名 称			代表者氏名		
		所 在 地	〒 -		電話番号		
		特別徴収義務者指定番号		担当者 係名・氏名			
		法 人 番 号					
地方税法第321条の5の2の規定による住民税特別徴収分の納期の特例についての承認を申請します。							
申請前6か月間の給与支払状況	支 払 月	支払を受けた人員		支 払 っ た 金 額		納期の特例適用開始を希望する日	令和 年 月分 から
		総 人 員	内臨時雇用者	総 人 員 分	内臨時雇用者分		
	年 月 分	人	人	円	円	過去1年に納期の特例取消の有無	有（令和 年 月） 無
	年 月 分	人	人	円	円		
	年 月 分	人	人	円	円	現に町税の滞納または納付・納入遅延の有無がある場合はその理由	有 無 (理由)
	年 月 分	人	人	円	円		
	年 月 分	人	人	円	円		

申請についての注意事項

1. 特別徴収税額の納期の特例の制度について

(1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。

(注) 「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であるということです。

(2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与および退職手当等について特別徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる納期までに納入することになります。

	納 期 限
6月から11月までの徴収税額	12 月 10 日 まで
12月から翌年5月までの徴収税額分	翌年6月10日まで

◎10日が、日曜、祭日の場合はその翌日、土曜日の場合はその翌々日

(4) 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常に10人以上になった場合には、その旨を遅滞なく当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村長に届けなければなりません。

◎注意 滞納や著しく納入遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けても、滞納したり、納入遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないように特に注意願います。